

田川広域 水道だより

TAGAWAKOUIKI-SUIDOUDAYORI

5号
2025.6

令和7年度職員採用試験



田川広域水道
企業団ホーム
ページ

令和8年4月1日に採用する田川広域水道企業団職員採用試験を実施します。

試験職種	採用 予定数	受 験 資 格
一般職	1名 程度	平成10年4月2日以降に生まれた者で、大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校を卒業、又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者
技術職	2名 程度	平成2年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者で次の条件のいずれかを満たす者 ①土木施工管理技士の資格を有する者 ②建築施工管理技士の資格を有する者 ③電気工事施工管理技士の資格を有する者 ④管工事施工管理技士の資格を有する者 ⑤電気通信工事施工管理技士の資格を有する者 ⑥学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校において土木、建築、電気、機械に関する科目を修めて卒業した者、又は令和8年3月31日までに卒業見込みの者
一次試験（SPI3） 次のいずれかの日程 で受験		①令和7年10月6日（月）～11月4日（火）のうち1日 （テストセンター、インターネットの専用サイト） ②令和7年11月9日（日）田川市民会館
試験案内		①企業団事務所にて配布 ②企業団ホームページからダウンロード（上記のQRコード参照）
申込受付期限		令和7年9月8日（月）から10月3日（金）午後5時まで
問 い 合 せ		田川広域水道企業団 総務課 ☎ 0947-23-2147



田川広域水道企業団 Q & A

Q 市町村の水道課とは何が違うのですか？

A 複数の市町村の水道事業を経営しています。

1つの市町村の水道事業を経営しているのが水道課です。水道企業団は複数の市町村の水道事業を経営する地方公共団体です。

田川広域水道企業団は田川市・川崎町・糸田町・福智町の1市3町の水道事業を統合し、経営しています。この統合をしたことで、より効率的な経営が可能になりました。

また、職員の身分は地方公務員で、待遇は他の地方公務員と同等です。

Q 職員はどんな仕事をしているのですか？

A 水道に関する仕事全般です。

浄水場の設備点検や水質試験、工事の設計と監督、漏水調査といった技術系の仕事から、人事労務、予算編成、財産管理、工事の契約、給与の支給などの事務系の仕事まで水道事業に関わる業務の全般を行なっています。

Q 水道について勉強した事がありません。

仕事についていけますか？

A 大丈夫です。

ほとんどの職員が水道に関する知識がない状態からスタートします。採用後は、職員の経験に応じた計画的な研修の受講や、職場の業務を通じた上司や先輩の指導によって専門的知識の習得を図ります。

事業統合により田川市・川崎町・糸田町・福智町の水道料金が統一されました。

令和5年4月以降の検針分から適用されています。

ただし、水道料が令和5年3月以前の料金を上回る場合は、経過措置として5年間料金据え置きとなります。

料金表

種 別	基 本 料 金			超過料金 (1 m ³ を増すごとに)
	水 量	口 径	料 金	
一 般 用	8 m ³ まで	13mm	970 円	257 円
		20mm	1,030 円	
		25mm	1,090 円	
		30mm	2,880 円	
		40mm	5,010 円	
		50mm	7,760 円	

口径 75mm 以上をご利用の方は、料金センターにお問い合わせまたは田川広域水道企業団ホームページをご覧ください。

※税抜 ※1 m³ (立方メートル)=1 トン

水道料金は基本料金と超過料金を合算した金額に消費税等を加えた金額で、2 か月分をまとめて請求します。

料金の計算方法は2 か月分の使用水量を2 分の1 にし、1 か月ごとの料金を算出します。それらを合算して2 か月分を計算します。

計算式 ((基本料金+超過料金) [1 か月目]) + (基本料金+超過料金) [2 か月目]) + 消費税

例：例えば口径 13 mm、2 か月で 31 m³を使用した場合は、31 m³を 16 m³ (1 か月目) と 15 m³ (2 か月目) に分けて計算します。

【1 か月目 (16 m³) の計算】

基本料金 970 円 (8 m³)

超過料金 257 円 × 8 m³ = 2,056 円

基本料金 + 超過料金 = 3,026 円

【2 か月目 (15 m³) の計算】

基本料金 970 円 (8 m³)

超過料金 257 円 × 7 m³ = 1,799 円

基本料金 + 超過料金 = 2,769 円

【消費税】

(3,026 + 2,056 円) × 10% = 579 円

(1 円未満切捨て)

『請求金額』 3,026 円 + 2,769 円 + 579 円 = 6,374 円

漏水調査の実施のお知らせ

田川広域水道企業団では、無駄な漏水を防ぎ、大切な水資源を守るため、道路内の配水管からお客様の水道メーターまでの漏水調査を実施しています。

調査は、調査会社に委託し、昼夜を問わず漏水箇所を早期発見する緊急漏水調査、多くの漏水が想定される地区を対象とした計画的漏水調査を実施しています。

敷地内調査での調査の場合は、呼び鈴及びお声掛けをいたしますので、ご理解とご協力をお願いします。

また、調査員は田川広域水道企業団の漏水調査業務従事者証を携帯していますので、不審に感じた際は確認してください。



料金センターおよび料金窓口では、料金のお支払い、水道の開閉栓の受付、その他水道料金についてのご相談の業務を行っております。

電話番号 0947-23-2171
(田川広域水道企業団料金センター)

営業時間 8:30~17:00

[福智町・糸田町の窓口は 17:15 まで開庁しています]
土日祝日は休みです。

水道利用の開始(開栓)・中止(閉栓)の手続きがインターネットでできます。

詳しくはホームページをご覧ください。

田川広域水道企業団

検索



支払い忘れを防ぐためにも、口座振替をおすすめします!

※対応金融機関は納付書でご確認ください。口座振替日は検針した翌月の25日です。